

愛知学院大学短期大学部における公的研究費等不正使用の発生要因と防止に向けた取組

平成 28 年 3 月 25 日策定

令和 3 年 11 月 2 日改訂

愛知学院大学短期大学部では「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」に基づき、公的研究費等の不正使用を防止すべく、以下の取組みを実施する。

不正発生の要因	懸念リスク	不正防止に向けた対応
時間の経過に伴い、責任と権限の認識が低下する	管理・監督がなされないことによる不正発生	○「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」「コンプライアンス推進副責任者」を定め、責任体系を明確化し、HP で公開する。また、定期的に部局における対策とその実施状況を確認し、責任意識の低下を防止させる。
公的研究費の原資が税金によってまかなわれているという認識が希薄である	適切な経理を行う意識不足による不正発生	○不正使用事例や事務処理手続きに関するルールを記載した学内向けマニュアルを作成。説明会や HP にて周知する。 ○文部科学省や日本学術振興会からの主要通知（配分機関が定めるルール等）を通知する。 ○日本学術振興会編集委員会が作成したグリーンブックに基づき、コンプライアンス教育用テキスト及び理解度チェックシートを作成する。全構成員にテキストの読了とチェックシートの提出を義務付ける。また、チェックシートの正誤表を作成して全構成員に通知する。 ○公的研究費の使用にあたり、不正使用を行わない旨の誓約書を、該当する教職員に提出させる。
何が不正使用に該当するのか、認識が希薄である		
どのように研究費を使用すべきか事務処理手続きを知らない		
職務権限が曖昧なため、ルールから逸脱した予算執行のおそれがある	執行ルールの認知不足による不正の発生	○学内規程の開示、学内向けマニュアルの配付、説明会の開催等を行い、執行ルールを周知徹底する。
研究者側で予算執行状況が把握できないことにより、年度末に予算執行が集中する	研究費の使い切りを目的とした当初計画以外の無駄な予算執行	○研究者へ定期的に差引簿を送付する。公的研究費の制度によっては繰越制度を適用できる場合もあるので、該当する研究者に当該制度を通知する。 ○明らかに不要な研究費執行だと判断した場合は、支出を認めない。
研究者と業者の関係が密接になる可能性がある	業者との癒着による預け金等の発生	○業者及び該当する教職員から誓約書を徴収する。 ○不正な取引に関与した業者に対して、規程に基づき取引停止等の措置を講ずる。

<p>通報窓口や相談窓口が分かりにくく、不正が温床化する</p>	<p>通報ルールの認知不足による不正の発生</p>	<p>○学内規程の開示、学内向けマニュアルの配付、説明会の開催等で周知する。</p>
<p>納品物の管理体制が不十分である</p>	<p>業者による納品物品の持ち帰りや不正処分の発生</p>	<p>○必ず事務部門にて検収を行う。 ○納品物品へのマーキングや、定期的な棚卸を実施する。</p>
<p>学生等の雇用に関し、雇用から実施確認まで教員が単独で行う</p>	<p>カラ謝金の発生</p>	<p>○雇用にあたっては事務部門の承認を必須とする。 ○業務終了時に第三者確認として、職員が被雇用者の勤務報告書の内容を確認のうえ、確認印を押印する。</p>
<p>出張の事実確認をするための資料が不十分である</p>	<p>カラ出張、過大請求の発生</p>	<p>○学内規程や学内向けマニュアルにて使用ルールを明確にし、周知する。 ○用務遂行後、出張報告書および信憑書類の提出をもって事後清算とする。 ○信憑書類の不備等で、該当研究費に必要なかつ合理的な出張と判断できない場合は、支出を認めない。</p>
<p>不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない</p>	<p>実効性のある不正防止の取組みが出来ていない</p>	<p>○コンプライアンス推進責任者は、部局に対してヒアリングを行う。その結果を統括管理責任者へ報告するとともに、最高管理責任者等と連携してより実効性のある不正防止の取組みを実施する。 ○監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。 ○監事は、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。</p>
<p>ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に分かりやすい形で周知していない</p>	<p>学内向けのマニュアルの説明文が分かりづらいことにより構成員の執行ルール認識不足による不正の発生</p>	<p>○学内向けマニュアルについて、ルールと運用の実態が乖離していないか等毎年見直しを行い、構成員に対して執行ルールの認識の周知徹底を行う。</p>